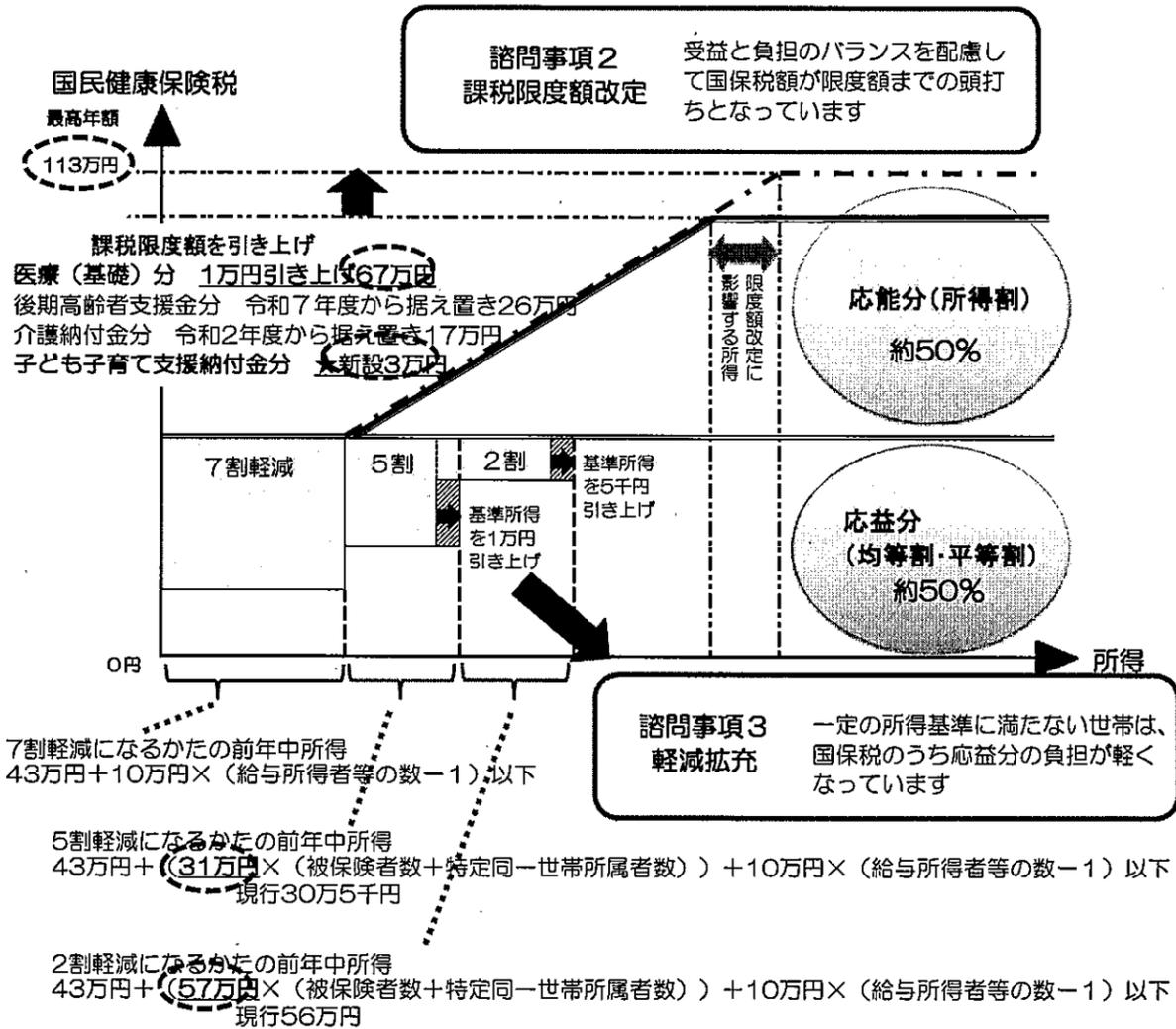


制度改正の概要図（諮問事項2及び3関係）

昨年12月26日、令和8年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険税（国保税）について、課税限度額と軽減判定所得基準を引き上げる方針が決められました。この見直しについて、年度内に地方税法施行令が改正され、令和8年4月1日から施行される予定となっています。また、令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金についての限度額も決定しています。



諮問事項2 課税限度額改定
 受益と負担のバランスを配慮して国保税額が限度額までの頭打ちとなっています

諮問事項3 軽減拡充
 一定の所得基準に満たない世帯は、国保税のうち応益分の負担が軽くなっています

- 限度額の引き上げ、子ども・子育て支援納付金の導入により国保税は最高年額113万円（最大4万円の増額）となります。
- 課税限度額は、被用者保険との兼ね合いから段階的に引き上げる運用ルール（限度額を超える世帯の割合を全体の1.5%に近づける）に基づいています。
- 増加する医療費を国保税率の引き上げのみで賄おうとすると、中間所得者層の負担が多くなってしまいうため、高所得者層にも所得割分の負担を求めることで、負担感の重い中間所得者層の負担上昇を緩和しようとするものです。
- 軽減判定所得基準の引き上げは、物価上昇の影響により、年金収入の増加などを考慮して国保税のうち均等割と平等割の軽減が受けられる世帯の範囲を拡げるものです。

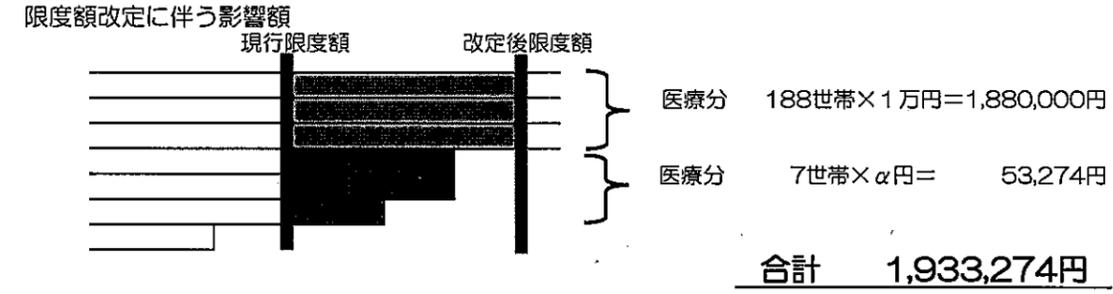
課税限度額と軽減判定所得基準の引き上げによる影響

(1) 限度額改定の影響を受ける世帯

改定により約193万円が国保税収入増となる見込みです。188世帯は上限額まで引き上げとなり、残り7世帯は1万円未満の引き上げとなります。

限度額が適用される世帯数と限度額超過の額
 （令和8年1月12日時点で試算、限度額だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

内訳	現行制度 (A)		改定後 (B)		差 (A) - (B)	
	世帯	超過額 (円)	世帯	超過額 (円)	世帯	差額 (円)
医療保険分	195	163,514,937	188	161,581,663	7	1,933,274
後期高齢者支援金分						
介護保険分						
子ども子育て支援納付金分	—	—	新しい制度のため算出できません。			
合計		163,514,937		161,581,663		1,933,274



(2) 軽減所得判定基準の拡充により影響を受ける世帯

拡充により、今まで軽減を受けられなかった世帯が軽減の対象になったり、軽減割合が増えて国保税の負担が軽くなる世帯が増えます。5割軽減と2割軽減の差額合計1,915,980円は、国保税の収入減となります。拡充の影響を受ける42世帯は所得割のかかる5,796世帯の約0.7%に当たります。

軽減が適用される世帯数と軽減税額
 （令和8年1月12日時点で試算、軽減の拡充だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

5割軽減	現行制度 (C)		軽減拡充後 (D)		差 (D) - (C)	
	世帯	軽減額 (円)	世帯	軽減額 (円)	世帯	差額 (円)
医療保険分	1,202	35,842,500	1,243	37,017,000	41	1,174,500
後期高齢者支援金分	1,202	14,185,500	1,243	14,651,000	41	465,500
介護保険分	478	4,609,550	493	4,758,350	15	148,800
子ども子育て支援納付金分	—	—	新しい制度のため算出できません。			
合計		54,637,550		56,426,350		1,788,800

2割軽減	現行制度 (E)		軽減拡充後 (F)		差 (F) - (E)	
	世帯	軽減額 (円)	世帯	軽減額 (円)	世帯	差額 (円)
医療保険分	1,053	12,866,040	1,054	12,950,280	1	84,240
後期高齢者支援金分	1,053	5,097,800	1,054	5,131,400	1	33,600
介護保険分	370	1,419,020	372	1,428,360	2	9,340
子ども子育て支援納付金分	—	—	新しい制度のため算出できません。			
合計		19,382,860		19,510,040		127,180

合計 1,915,980円